

第三百三十六回国会

参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成八年六月十七日(月曜日)

正午開会

委員の異動

五月十五日

辞任

末広真樹子君

補欠選任

椎名 素夫君

六月十四日

辞任

下稲葉耕吉君

補欠選任

亀谷 博昭君

橋本 敦君

吉川 春子君

六月十七日

辞任

片山虎之助君

補欠選任

海老原義彦君

鈴木 貞敏君

武見 敬三君

村上 正邦君

塩崎 恭久君

平野 貞夫君

今泉 昭君

出席者は左のとおり。

理事

岡 利定君

関根 則之君

石井 一二君

一井 淳治君

委員

海老原義彦君

亀谷 博昭君

塩崎 恭久君

武見 敬三君

中原 爽君

松浦 功君

森山 眞司君

今泉 昭君

勝木 健司君

水島 裕君

衆議院議員

公職選挙法改正に関する調査特別委員長

山本 保君

朝日 俊弘君

吉川 春子君

椎名 素夫君

江本 孟紀君

築瀬 進君

荒井 広幸君

堀込 征雄君

横光 克彦君

倉田 寛之君

谷合 靖夫君

佐藤 勝君

政府委員

自治省行政局選挙部長

谷合 靖夫君

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

本日会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(理事石井一二君委員長席に着く)

○理事(石井一二君) たいだいまから選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員長が都合により出席できませんので、委員長の委託により、私が委員長職務を代行いたします。よろしくお願いたします。

委員の異動について御報告いたします。

先般、末広真樹子君、橋本敦君及び下稲葉耕吉君が委員を辞任され、その補欠として椎名素夫君、吉川春子君及び亀谷博昭君が選任されました。

また、本日、平野貞夫君、片山虎之助君、鈴木貞敏君及び村上正邦君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君、海老原義彦君、武見敬三君及び塩崎恭久君が選任されました。

○理事(石井一二君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長築瀬進君。

○衆議院議員(築瀬進君) たいだいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

平成六年の公職選挙法の改正により、衆議院議員の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に改められ、政党中心、政策本位の制度とされたことに伴い、小選挙区選挙、比例代表選挙のいずれにつきましても、政党等に大幅に選挙運動の手段が認められることとなっております。

しかしながら、このような選挙運動のあり方については、各党においてさまざまな議論が行われております。すなわち、小選挙区選挙におきましては、一選挙区当たりの有権者数・面積は、ともに従来のいわゆる中選挙区と比べおおよそ二分の一以下に縮小され、また一選挙区当たりの平均世帯数も約三十四万世帯から約十五万世帯に減少していること、それにもかかわらず、選挙運動につきましては、基本的には従来と同じ数量のものがそのまま候補者個人に認められるとともに、候補者届け出政党にも同様の数量の選挙運動が認められること、これらの選挙運動を従来より短縮された十二日間の選挙運動期間において行うこととする制度は、過大な選挙運動を惹起することとなり、社会生活にも多大な影響を与えるおそれがあると言わざるを得ないこととなっております。

本案は、このような議論を背景として、衆議院議員の選挙制度について、政党中心、政策本位の選挙の実現を図るといふ基本的な考え方を維持しつつ、公正で金のかからない選挙の実現に資するため、選挙運動の方法や数量に関し合理化を図ることとして取りまとめたものであります。

次に、その主な内容について御説明申し上げます。

第一は、小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が使用することができる自動車または船舶及び拡声機についてであります。現行法では、都道府県ごとに、届け出候補者数が三人を超える場合、その超える数が五人を増すごとに自動車一台または船舶一隻及び拡声機一そろいを追加して使用することができることとされておりますが、その超える数五人を十人に改めることとしております。また、拡声機には携帯用の拡声機を含む旨を明らかにすることとしたしております。

第二は、小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が頒布することができる通常のがきの枚数についてであります。現行法では、都道府県ごとに、三万五千枚に当該都道府県における届け出候補者数を乗じて得た数とされておりますが、この三万五千枚を二万枚に削減することとしております。

第三は、ピラについてであります。

小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出政党が頒布することができるピラの枚数は、現行法では、都道府県ごとに、七万枚に当該都道府県

における届け出候補者数を乗じて得た数とされて
います。この七万枚を四万枚に削減するとともに
に、各小選挙区において頒布することができると
の枚数は、候補者を届け出た小選挙区ごとに四
万枚を限度とすることとしておられます。ま
た、新たに、候補者届け出政党が頒布するビラ
の規格について一定の制限を設けることとして
おられます。

比例代表選出議員の選挙において名簿届け出政
党等が頒布することができるビラについては、現
行法では、選挙区ごとに、三種類以内とされて
いますが、これを二種類以内に制限することとい
しておられます。

第四は、ポスターについてであります。

小選挙区選出議員の選挙において候補者届け出
政党が掲示することができるポスターの枚数は、
現行法では、都道府県ごとに、千五百枚に当該都
道府県における届け出候補者数を乗じて得た数と
されておられます。この千五百枚を千枚に削減す
るとともに、各小選挙区において掲示することが
できるポスターの枚数は、候補者を届け出た小選
挙区ごとに千枚を限度とすることとしておられ
ます。

また、比例代表選出議員の選挙において名簿届
け出政党等が掲示することができるポスターの枚
数は、現行法では、七百五十枚に当該選挙区に
おける名簿登載者数を乗じて得た数とされていま
すが、この七百五十枚を五百枚に削減するととも
に、新たに、その種類を三種類以内に制限するこ
ととしておられます。

第五は、小選挙区選出議員の選挙において候補
者届け出政党が行う政見放送についてでありま
す。現行法では、候補者届け出政党が行う政見放
送の時間数は、都道府県ごとに、届け出候補者数
に定めておられます。さらに、きめ細かく届け出
候補者数に定めておられます。所要の措置を講ず
ることとしておられます。

第六は、小選挙区選出議員の選挙において候補

者届け出政党が開催する政党演説会及び比例代表
選出議員の選挙において名簿届け出政党等が開催
する政党等演説会についてであります。現行法で
は、開催回数についての制限はありませんが、新
たに、これらの演説会を同時に開催する場合の箇
所数について、政党演説会にあっては、都道府県
ごとに、二に当該都道府県における届け出候補者
数を乗じて得た数以内に制限するとともに、各小
選挙区においては候補者を届け出た小選挙区ごと
に二を限度とすることとし、また、政党等演説会
にあっては、比例代表選挙の選挙区ごとに、八以
内に制限することとしておられます。

以上が本案の提案の趣旨及び内容であります。
何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申
し上げます。

○理事(石井二君) 以上で趣旨説明の聴取は終
わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川善子君 今回の法改正で、衆議院では日本
共産党が反対意見表明をしたのみで、質疑は全く
行われませんでした。提案理由説明では、各党に
おいてさまざまな論議が行われている、このよう
な論議を背景に取りまとめたなどと言っています
が、各党の消長にかかわる選挙制度について、自
分たちが納得すればいいということなのでしょ
うか。一部の政党のみが自分たちの都合のいいよ
うな内容を国会の審議なしで通すことは許せませ
ん。

また、選挙制度をどうするかは、議会制民主
主義と国民主権にとって重要な問題です。こんな
に国会の審議が軽く扱われていいはずがありません
。新聞の社説でも、「二都合主義が過ぎないか」

として、「新制度の都合のよい部分はさらに都合
よくし、都合の悪い部分は変えたり切り落とす
りする。」こと、ろくろ審議を経ないまま、駆け
込みで成立させることに強い批判を浴びせていま
す。

なぜ国会審議をしないのですか。最近の傾向と
して、国会審議は逐条審議もしないとか、審議が
極端に少なくなっているとか、こういう批判も強
いわけですね。これでは法律の執行に当
たつて、行政の恣意の歯止めにもなりません。
御都合主義によって、行政へのチェックという三
権分立に基づく国会の任務を放棄するものではな
いかと、私は強い疑問を持ちますが、いかがです
か。

○衆議院議員(築瀬進君) 御都合主義という御批
判もございました。確かに、選挙運動という議員
一人一人の生き死にかかわる問題、そして当然
それは政党の消長にかかわってくる問題である
という御指摘は、私も十分に理解をいたしてい
るつもりであります。それゆえに、かなりの個別
個略あるいは党利党略というふうなものがそこ
に集中した結果、本当の意味で実のある論議が行
われるだろうかということについて、その懸念もご
ざいます。

そういう中で、今回の改正については、各党が
それぞれ代表を出し合ひまして、自民党、社民
党、新党さきがけ、そしてそこで成案をある程度
得たものについては新進党さんあるいは市民リ
ーグさん、そして事前には共産党さんにも一応の御
説明をさせていただいて、その上で、これは我々
の問題でありますので委員長提案ということで運
べないものだろうか、そういう真摯な取り組み
がなされたものと理解をいたしております。決し
て御都合主義ではないと考えております。

○吉川善子君 個別個略に基づいているものであ
ると、そういうものだから審議をオープンにする
のはなかなか難しいという御意見もあつたと思
いますが、私は、そういう問題であるからこそ国民
の前にオープンに議論をして、個別個略というよ

りは自分たちの主張なんですから、それを国民の
前に明らかにして、そして批判は甘んじて受ける
と、そういうやっぱり情報公開というの今一つ
の流れです。閣議でもそういうふうな決めてい
ると思えます。そういう問題で、やっぱり国会の審
議ということが一番国民の目の届くことだし、
私たちは事前に相談にあずかった覚えはありませ
ん。そういう点で、今年度の手続面においても私は
最初に厳しく指摘したところで。

法案の内容について何っていきいたいと思いま
すけれども、昨年、参議院選挙の投票率は四四・
五%、史上最低でした。最近の投票率はほとんど
例外なく下がりが続いています。これは、政治への
信頼が失われている結果というふうにも言えま
すし、信頼を取り戻すことが求められています。主
権在民の立場からいって投票率を高めることが必
要であるということは共通の認識であると思
います。有権者が憲法の保障する選挙権を正しく行
使するためには、政党や候補者についての十分な
情報を得ることが不可欠の条件だと思えます。有
権者はどういう方法で情報を得ているんでしょ
うか。

明るい選挙推進協会では、世論調査をしまし
て、有権者が選挙で投票候補者を決める際に候補
者やその所属政党についての情報を必要とする
として、有権者に情報を提供する媒体が何であるか
調査をしました。それによりまして、候補者で
は、テレビの政見放送、経歴放送がトップで五
八%、そしてビラ三八%、はがき二五%、ポ
スター一四%。政党では、ビラ、ポスター、文書な
どが三七%となっております。

今回の法改正で、演説会、はがき、ビラ、ポ
スター等の制限が行われるわけですが、これは
国民の立場から見ると、有権者の受け取る候補者
や政党についての情報、特に政党についての情報
が少なくなるということにつながるのではないで
しょうか。いかがですか。

○衆議院議員(築瀬進君) 政治への信頼は、政治
が有権者に対して提供する情報の実質にかかって

いるというのは、まさに先生の御指摘のとおりだと思つて居る。最近において、各政党ともに例えは新しい情報媒体でございましてインターネット等を通して、共産党さんも新しくホームページをおつくりになった、そういうことでは、各政党ともに新しい情報時代に対応した、有権者に政治を伝える努力を真剣にいたしているわけでありませう。

そもそも選挙においては、それぞれの候補者、政党の政策を十分に知ること、これが十分に保障されていなければならぬ、それはまさに御指摘のとおりだと思つて居る。選挙運動量は、それを担保するものでなければならぬということ、確かにあります。本改正は、先ほどの趣旨のとおり、確かにあります。ピラ等の選挙運動の量の削減を行っているものでありますが、その点では形式的に見ますと削減ということに受け取られがちでありますけれども、今回の選挙制度の改正に伴いまして、小選挙区選挙においては従来の中選挙区制に比べて一つの選挙区の面積も小さくなっておりまして、有権者も少なくなつておるわけでありませう。

現行法のままの選挙運動量で選挙運動を行つていくということは、その労力あるいは費用がいずれにしても過大ではないか。公正で金のかからない選挙を実現するという、やっぱり他方から見た政治の信頼を確保するポイントというふうなものがあるわけでありまして、そういう点から見てみますと、現行法のまま選挙運動をするということについては、社会生活にも多大な影響を及ぼすおそれがある、このような議論が出てきたわけでありませう。

そういうことで、国民に対して情報をできるだけ多く提供すべきであるという御視点とともに、そのことはそのためならば幾ら費用をかけてもいいんだということにはつながらないのではないのか、その双方のバランスをとつたところでの選挙の姿というものをつくつていく、それによつて高い次元での国民の信頼というふうなものが得られるのではないかとというのが今回の改正の趣旨と理解をいたしております。

解をいたしております。

○吉川春子君 過大な選挙運動によつて社会生活に多大な影響を与えるおそれがあると、高い次元での御配慮だそうですけれども、政党助成金はそういう政党活動のための費用として支給されているのではありませうか。私たち日本共産党は、憲法違反の政党助成金は反対でありますし、受け取つておりませぬけれども、こういう政党助成金を受け取つて、そして国民に対して情報を十分に提供すること、もう一つの趣旨であつたと思つて居る。

政党助成金は受け取るけれども、ピラ、ポスター、はがきはお金がかかるから出すのを法律で減らすというのでは、やはり虫がよ過ぎるのではないのでしょうか。減らしたい政党は任意に減らすというところで、法律で規制をかけるということまでする必要はないんじゃないですか。

○衆議院議員 築瀬進君 確かにそのような御指摘もありませうが、お話の中にありました公的助成はいわゆる政党助成でございまして、選挙助成ではないと私たちは理解をさせていたしておる。そういう意味では、政党が日常活動の中で活発に情報をしっかりと提供しながら国民の皆さんの信頼を得ていく、そこが一番の原則にあるというふうな私どもは承知をさせていただいております。

また、確かに自主規制といひますが、それぞれの政党や個人の議員の判断に任せればよいのではないかと御指摘をいたしますけれども、過去の今までのいろいろな経験を見ますと、やはり選挙という一種の修羅場といひますと、残念ながらどうしてころになつてまいりますと、残念ながらどうしてお互いにエキサイトしエスカレートしてしまつてしまつていくところでもございまして、そういうふうな趣旨での改正であるということ、御理解を賜ればありがたいと思つて居る。

○吉川春子君 公的助成を使つて日常的に有権者に情報を与えることもその助成金の趣旨だと思つて居る。

しゃいました。日常的に情報を与えることももちろんですが、一番情報を得たいとき、一番情報を提供しなければならぬときがまさに選挙のときです。そのときにこそ有効に使つて、何遍も言ひますけれども、私たちは政党助成に反対で受け取つていないんですが、受け取るのであればそういう趣旨で使うべきでないかと思つて居る。

そうして、いろいろおつちやつて居りますけれども、今回枚数とか回数制限しているものは現行法で有料のものなんです。公費で賄うものはそのまま数を減らしてはいないんですよ。ところが、有料にして自分たちで賄わなきゃならぬものだけ枚数を制限しているわけなんです。

例えば、小選挙区の候補者について現行どおりなんですけれども、立て札、看板、はがき三万五千枚、ピラ、ポスター、個人演説会、これは今も公費で賄うということになつて居るので今回削減はしてない。しかし、はがき、ピラ、ポスター、演説会、これは候補者届け出政党あるいは名簿届け出政党はこの費用は有料になつて居るんです。改正点は、その有料になつて居るものだけ枚数を削減した。こういうことで、自分でお金を払うものは法律で枚数を制限してしまつた。

だから、今回制限するということについてのメルクマールは、公費で持つてもらえるかどうかということと、やはり最終的には広い意味で国民全体の方にいつてしまつて、そういうふうなことになるか実現しようと言つて居る、そこを結果として裏腹な関係になつてしまつていふふうな考えで居る。

○衆議院議員 築瀬進君 御指摘はわからないわけではありませぬけれども、例えば個人で負担をするということでありませぬが、じゃ、その負担がどこに回つていくのかということを考えていただければ、やはり最終的には広い意味で国民全体の方にいつてしまつて、そういうふうなことになるか実現しようと言つて居る、そこを結果として裏腹な関係になつてしまつていふふうな考えで居る。

○吉川春子君 ちよつと意味不明の御答弁でありました。

自治省にお伺ひいたしますけれども、一九九四年の小選挙区制導入のときに、それまで自由であつた政党の法定ピラの配布を新聞折り込みその他の方法に限定いたしました。私は、当時の佐藤自治大臣に質問をいたしまして、これは政党活動の制限だということを追及をいたしました。これに対して大臣は、政令事項で郵便による頒布も検討している、ピラは三種類、そして枚数制限はないということ、政党活動の自由を担保しているんだと、このようにおつちやつたわけなんです。

今回の改正で、ピラの種類は二種類にする、枚数の制限は設ける、そして何うところによると、郵送による配布は政令で禁止する方向だということとあります。だとすれば、大臣が政党活動の自由を担保していると言つたものが、私はあえて言ひますが、今回の改悪によつて全部奪われることになるのではないかと懸念をいたしております。

○政府委員(合端夫君) 平成六年三月三日の参議院の政治改革特別委員会における質疑については、確認をしたところ、そのような答弁を当時の佐藤大臣が申し上げておることは間違ひございません。ただ、現実論として、比例選挙の場合につきましては確かに種類制限がありますけれども、小選挙区の政党の選挙においては枚数の削減等が行われて居る、これも事実でございます。

ただ、私もといたしましては、その頒布方法は政令で定めるといふことになつておりました、今回は、各党、与党及び新進党の御議論の中で郵送について削減をしようとして、そういう結論が出ておるわけでございますから、こうした選挙運動に関する各党の御議論については政府としても尊重し今後の政令改正というものを考えていきたい。これは各党の御議論を踏まえてこうした問題については対処することが私どもとしては適切に対応ではないかというふうな考えで居る。

○吉川春子君 政令制定権は行政府にあるわけ

すから、やっぱり行政府は、大臣の答弁もあり、そういう形できちつと対処していただきたい。政党が言うことだからといって、それを行政府がそのままのみにするというだけではいけないようにしていただきたいということを私は注文しておきます。

政党演説会の制限はなぜ行おうのかという点を提案者にお伺いします。

「過大な選挙運動を惹起することとなり、社会生活にも多大な影響を与えるおそれがある」と、今回の改正理由ですけれども、政党演説会が開かれたつてのさくはないし、なぜこういうことを制限するんですか、理由がわかりません。

○衆議院議員(築瀬進君) 政党演説会については、先ほども話題になっております与野党の協議が真剣に行われておりまして、その中にも出席をいたしておりました堀込委員がおりますので、堀込さんの方に答えていただきます。

○衆議院議員(堀込雄君) 先生御指摘の政党演説会の話でございますが、基本的に制限はございません。今度入れたのは、同時開催を制限するわけでありまして。

そこで、私も党内でもそうすし与党各党もそうでございますが、この同時開催制限なしだと例えば立て札、看板も町じゅうにずつと掲げられる、しかも個人のお宅を三軒置きぐらいにお借りすれば、政党ですから事実上戸別訪問ができる、そういう弊害がやっぱり予想される。したがって、時間としては、同時開催の箇所としては五カ所、そして政党の方の二カ所、計七カ所できれば、これは一日じゅう何十カ所もできるわけでありまして、選挙の公正という点で、選挙の実態から見てやっぱりその程度の適切な制限は必要なのではないか、こういうことで与野党の合意が成った、こういうことでございます。

○吉川春子君 時間がもう迫ってまいりまして、これが最後の質問になるかと思いますが、私は、今回もし改正するとすれば、個人立候補の政見放送を認めるという改正をまずやらなきゃいけない

かつたんじゃないかと思えます。

明らな選挙推進協会の世論調査で、最も有権者が情報を受け、また役に立ったとしているのがテレビです。このテレビ政見放送を政党には認めているが、個人には全く認めていない。無所属立候補者にとつて著しく不利ではありませんか。これは憲法の法のもの平等にも反するし、政党に所属しない無党派層が五〇%以上超えている、こういう声を無視することになるのであるし、これは小選挙区制度の一つの矛盾だと思っております。むしろ、私たちは小選挙区制を廃止せよという立場ですが、公選法の改正を個々にやるとすれば、まさにこの無所属立候補について政見放送を認めるという改正こそすべきではなかったんですか。

○衆議院議員(築瀬進君) 御指摘の件等は、先ほどの政治改革についての与野党協議の場でも真剣に議論がされたやに伺っております。ただ、今回の制度があくまで政党中心、政策中心の政治にしたいための選挙制度である、ここに原則を置いていたということ。それからもう一つ、テレビも実際は時間を配分している、そういう物理的な制約の中での放送をしていかなければならない、そういう問題もある。そのような総合的な立場から今回の改正のような趣旨になったと御理解を賜ればと思っております。

○吉川春子君 時間ですので終わります。○理事(石井二君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、公職選挙法の一部改正案に反対の討論を行います。最初に、本改正案の審議について申し上げたいと思

います。本改正案の審議は、衆議院では委員会審議が省略され、本院においても、我が党の十分な質疑時間の保障を求める要求があるにもかかわらず、わずか二十分の質問に制限されました。これは、現

在行われている参議院制度改革検討会の委員会審議の充実の方向にも反するものです。選挙制度は議会制民主主義の土俵づくりとも言うべきもので、各党による十分な審議が保障されるべきものです。本来なら公聴会も行われてしかるべきです。今回のような超スピード審議は、国会を形骸化し、良識の府と期待されている参議院の名を辱めるものであると言わなければなりません。

次に、本改正案についてです。そもそも小選挙区制は、民意をゆがめる憲法違反の選挙制度であり、本院では否決されたものです。しかるに、それが談合で復活されたことは断じて容認できません。

今回、その小選挙区制を金がかかるという口実で選挙活動の自由をさらに制約する改悪を行おうとするのは、政治活動の自由や国民の知る権利に対する制約をさらに強め、まさに暗やみ選挙を拡大する暴挙と言わなければなりません。

そもそも国民の代表を選ぶ選挙は、議会制民主主義と国民主権の根本です。有権者が政党や候補者について十分な情報を得ることは、有権者がみずから判断して憲法に保障された参政権を正当に行使するための不可欠の前提です。そのために

も、選挙のときこそ政党と候補者の選挙・政党活動の自由は最大限に保障されるべきものです。すなわち、今回の改正は、法定ビラについて、新たに郵送配布を禁止するとともに、種類や枚数についても比例代表選挙の三種類以内を二種類以内に制限し、小選挙区選挙の七万枚を四万枚に削減し、政党等演説会の同時開催を大幅に制限し、小選挙区選挙の政党カーの台数を減らし、かつまた、政党ポスター、政党の選挙はがきの枚数まで削減するなど、政党の最も基本的な政策宣伝や選挙活動の制限を一層強化するものです。

さきの改悪公選法がまだ一度も実施されていない段階で、与野三党と新進党は多数をもってさらにこうした制限を加えようとしています。憲法違反の政党助成金を受け取りながら、金がかかるなどとの口実で、政党として当然の国民への政策宣

伝活動を切り縮めることは、まさに国民を愚弄するものと言わなくてはなりません。そもそも、金がかかるからと選挙運動に枠をはめることは政党助成の趣旨にそぐわない。政党中心の選挙に移行しやすくなるため、選挙経費を補助することが助成の趣旨の一つだった。政党本位の選挙を目指すとしてきた名分を政党みずからないがしろにする動きとして、この改正は見逃せない。マスコミも警告をしているではありませんか。

本来、選挙運動に対する制限は、買収・供応などの不正の防止に限定すべきです。金権選挙をなくすためと言ふなら、かねてから我が党が強く指摘しているような金権腐敗政治の根源である企業団体献金こそ全面廃止すべきです。

私は、政党の政治活動の自由と国民の知る権利を乱暴に制限する今回の公選法改正に反対するとともに、民意をゆがめ、第一党に虚構の多数を与えるばかりか、金権選挙を助長する大もとになっている小選挙区制の廃止を強く求めて、反対討論を終わります。

○理事(石井二君) 他に御意見もないようです。これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○理事(石井二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(石井二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十二分散会

四月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。
一、海外在住日本人投票制度の法制化に関する
請願(第一一八七号)

第一一八七号 平成八年四月十八日受理
海外在住日本人投票制度の法制化に関する請願

請願者 ブラジル連邦共和国サンパウロ市
ラルゴ・ダ・ポルボラ通り一四一
アパート七四 網野弥太郎外二百
三十三名

紹介議員 寺澤 芳男君

G7先進七ヶ国の中で在外投票制度を持たないのは日本とイタリヤだけである。日本政府に対し公職選挙法の改正を訴えたが、改正案は、第百五回国会で審議未了のまま廃案となった。しかしながら、今日の世界情勢から見て日本の国籍保有者に選挙権があるのは当然である。ついでには、在外選挙制度を盛り込んだ公職選挙法の改正を実現されたい。

六月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第百六十四条の二(個人演説会場の
揭示の特例)」を「第百六十四条の二(個人演説
会等の会場の揭示の特例)」に改める。

第百四十一条第一項中「拡声機は」を「拡声機
(携帯用)のものを含む。以下同じ。」に改め、
同条第二項中「五人」を「十人」に改める。

第百四十二条第二項中「三万五千枚」を「二万
枚」に、「七万枚」を「四万枚」に改め、同項に
次のただし書を加える。

ただし、ピラについては、その届け出た候補
者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほ

かは、頒布することができない。
第百四十二条第三項中「中央選挙管理会」を
「中央選挙管理会」に、「三種類」を「二種類」
に改め、同条第八項に後段として次のように加え
る。

この場合において、第二項のピラについて当
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会
の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区
分しなければならぬ。

第百四十二条第九項中「ピラは」を「ピラは」
に改め、「幅二十一センチメートルを」の下に、「
第二項のピラは長さ四十二センチメートル、幅二
十九・七センチメートルを」を加える。

第百四十四条第一項中「超える」を「超えて掲
示する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号のポスターについては、その
届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚以内で
掲示する場合は、掲示することができない。

第百四十四条第一項第一号中「千五百枚」を
「千枚」に、同項第二号中「七百五十枚」を「五
百枚」に改め、同条第二項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、同項第一号のポスターに
ついて当該選挙に関する事務を管理する選挙管
理委員会が行う検印又はその交付する証紙は、
当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならぬ。

第百四十四条第四項中「ポスターは」の下に
「衆議院(比例代表選出議員)の選挙において衆
議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当
該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類
以内のものを掲示する場合は掲示することができ
ず」を加え、同条第五項中「候補者届出政党又は
衆議院名簿届出政党等が使用するものには、当該
候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の名称
を」を「候補者届出政党が使用するものにあつて
は当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出
政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿
届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を

表示する記号を」に改める。

第百四十七条第一号中「個人演説会場」を「個
人演説会等の会場」に改める。

第百四十九条第一項中「以下この章において同
じ」を削る。

第百五十条第四項中「届出候補者の数」の下に
「十二人を超える場合においては、十二人とす
る。」を加える。

第百六十四条の二の見出し中「個人演説会場」
を「個人演説会等の会場」に改め、同条第一項中
「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事」
に改め、「候補者」の下に「候補者届出政党又は
衆議院名簿届出政党等」を、「個人演説会」の
下に、「政党演説会又は政党等演説会」を加え、
同条第二項中「個人演説会」の下に、「政党演説
会又は政党等演説会」を加え、「こえて」を「超
えて」に、「都道府県の選挙管理委員会」を「当
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会
(衆議院比例代表選出議員)の選挙については、中
央選挙管理会」に改め、同項に後段として次の
ように加える。

この場合において、政党演説会の会場前に掲
示しなければならぬ立札及び看板の類につい
て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委
員会の定めるところの表示は、当該選挙の選挙
区ごとに区分しなければならぬ。

第百六十四条の二第三項中「当該選挙区」とは、
通じて五をこえる」を「候補者にあつては当該選
挙区に通じて五を、候補者届出政党にあつては
その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道
府県ごとに通じて二に当該都道府県における当該
候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数
を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出
た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて八を、超
える」に改め、同項に後段として次のように加え
る。

この場合において、政党演説会の会場前に掲
示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙
区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙
区ごとに通じて二以内とする。

第百六十四条の二第四項中「個人演説会」の下
に、「政党演説会又は政党等演説会」を加え、同
条第五項中「個人演説会」の下に、「政党演説会
又は政党等演説会」を、「場所」の下に「候補者
届出政党の使用するものにあつてはその届け出た
候補者に係る当該選挙区の区域内に、衆議院名簿
届出政党等の使用するものにあつてはその届け出
た衆議院名簿に係る選挙区の区域内に限る。」を
加える。

第百七十八条の二中「個人演説会場」を「個人
演説会等の会場」に改める。

第百九十一条の四第九項中「第百四十四条第二
項」を「第百四十四条第二項前段」に、「候補
者届出政党又は衆議院名簿届出政党等」を、「候
補者届出政党」に、「当該候補者届出政党又は衆
議院名簿届出政党等」を、「当該候補者届出政党の
名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するもの
にあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前
項のポスターである旨を表示する記号を」に改
め、「当該政党その他の政治団体」の下に「の名
称を」を加える。

第百四十三条第一項第八号の二中「個人演説
会場」を「個人演説会等の会場」に改め、同条第
二項中「衆議院名簿届出政党等」の下に「第百
六十四条の二第一項の規定に違反して立札若しく
は看板の類を掲示しなかつたとき若しくは」を加
える。

第百四十四条第一項第三号中「個人演説会
場」を「個人演説会等の会場」に改める。

第百五十二条の二第二項中「第百四十四条第
二項」を「第百四十四条第二項前段」に改める。

第百六十三条第五号の三中「個人演説会場」
を「個人演説会等の会場」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定

は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

平成八年六月二十七日印刷

平成八年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局